

平成24年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年9月27日（木曜日）

○議事日程（第4号）

平成24年9月27日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第56号 工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第40号 尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第41号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第42号 尾鷲市防災会議条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第43号 尾鷲市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 8 議案第45号 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 9 議案第46号 平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議案第47号 平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第48号 平成23年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第50号 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第51号 平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第52号 平成23年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について

て

- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 0 陳情第 3 号 尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場（体育館）の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 1 発議第 7 号 尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第 2 2 発議第 8 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

○出席議員（15名）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 番 北 村 道 生 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 端 無 徹 也 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 三 林 輝 匡 議員 | 6 番 神 保 美 也 議員 |
| 7 番 南 靖 久 議員 | 8 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 9 番 與 谷 公 孝 議員 | 1 0 番 大 川 真 清 議員 |
| 1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 1 2 番 三 鬼 孝 之 議員 |
| 1 3 番 高 村 泰 徳 議員 | 1 5 番 中 垣 克 朗 議員 |
| 1 6 番 真 井 紀 夫 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長 副 市 長

会計管理者兼出納室長
総務課長
防災危機管理室長
市民サービス課長
環境課長
魚まち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院医事課長
教育委員長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育担当調整監
監査委員
監査委員事務局長

市長公室長
財政課長
税務課長
福祉保健課長
商工観光推進課長
木のまち推進課長

尾鷲総合病院総務課長

教育長
教育委員会生涯学習課長

○議会事務局職員出席者

事務局長
議事・調査係書記

議事・調査係長

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番、三鬼和昭議員、9番、與谷公孝議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第56号「工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回追加提案しております議案第56号「工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」につきましては、平成24年度尾鷲市一般会計当初予算で御承認いただきました輪内中学校耐震整備に伴う改築工事の入札を9月25日に執行し、仮契約としているところであります。

今回、本契約とするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第2、第3委員会室において生活文教常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時39分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第40号「尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第19、議案第56号「工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」までの計17議案を一括議題いたします。

ただいま議題となりました17議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） それでは御報告させていただきます。

私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、議案第55号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」、議案第56号「工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」について、以上3議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る9月13日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長などの出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第41号につきましては、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決し、議案第55号につきましては、賛成多数をもって原案どおり同意すべき

ものと決しました。

また、議案第56号につきましては、本日10時6分より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、委員から施工業者の実績に関する質問があり、教育関連施設としては、相賀小学校ほか4件、大型店舗等一般建築物5件の実績があるとの報告を受けましたので、申し添えさせていただきます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第40号「尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第42号「尾鷲市防災会議条例の一部改正について」、議案第43号「尾鷲市災害対策本部条例の一部改正について」、議案第54号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る9月14日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、予算決算常任委員会、大川真清委員長。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第44号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第45号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第46号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第47号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第48号「平成23年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議

案第 5 1 号「平成 2 3 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 2 号「平成 2 3 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第 5 3 号「平成 2 3 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、以上 1 0 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る 9 月 1 8 日から同月 2 1 日及び 2 4 日の 5 日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼出納室長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 4 4 号から議案第 4 7 号までの補正予算に係る 4 議案のうち、議案第 4 4 号「平成 2 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 4 5 号から議案第 4 7 号までの 3 議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第 4 8 号から議案第 5 3 号までの決算に係る 6 議案のうち、議案第 4 8 号「平成 2 3 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決し、議案第 4 9 号から議案第 5 2 号までは、全会一致で原案のとおり認定すべきもの、さらに、議案第 5 3 号につきましては、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第 4 4 号「平成 2 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」のうち、歳出、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費、コミュニティセンター等建設事業の早田コミュニティーセンター建設に係る補正予算に関連して、委員から、今後、公共施設の建てかえ等を計画するに当たっては、津波浸水の想定区域を考慮すべきとの意見、また、同じく同予算について、当初予定の予算から大幅に増額となった点について、今後、こういう事業計画を立てるに当たっては、執行部の政策会議等でしっかりと議論をし、一貫性のある計画を立てるべきとの意見がありました。

また、同議案の歳入、第 1 2 款使用料及び手数料、第 2 項手数料、第 2 目衛生手数料、第 6 節塵芥収集手数料及び歳出、第 4 款衛生費、第 2 項清掃費、第 2 目塵芥収集費、ごみ収集費の指定ごみ袋製造販売業務委託料、いわゆるごみ袋有料化に係る補正予算について、分別収集が徹底されていない現段階でのごみ袋有料化は時期尚早であり、有料化の実施までに分別収集の徹底を図るべきとの意見や、

ごみ袋有料化に伴って発生が懸念される不法投棄の対策に万全を期すことを求める意見等がありましたことを申し添え、委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

3番、端無徹也議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 議案第55号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」反対し、その理由を述べ、討論いたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、選任されている二村氏については、人物や性格上の否定はありません。年少の私が言うのもおこがましいのですが、元教職員としての品格はもとより、豊富な知識を生かしたワークショップ等での講師などにも積極的に参加しております。私も、過去に元須賀利の大池を議会視察で案内していただいたこともあるのですが、物腰もやわらかく、豊富な知識に感心した覚えがあります。

しかし、今回のこの教育委員の選任となると、大きく二つの賛成しかねる理由があります。

一つは、二村氏には直接は関係がないのですが、今回選任される以前のことで、現教育委員で教育長である畑中氏においても、当時の私は反対した経緯があります。

このときの岩田市長の選任理由には、教育界からではない教育委員、教育長の選任で、尾鷲市の教育界に新しい風を起こしていただきたい旨の説明がありました。その結果は、特にこの場では追求しませんが、反対意見を押し立てて選任した以上は、市長御自身の任期が一区切りするまでは、市長と教育長は両輪であるべきではないでしょうか。ましてや、来年の7月に市長改選もあることから、畑中氏を続投させないのは非常に中途半端に感じてなりません。また、尾鷲市の新しい教育ビジョンの策定も進められていることから、道半ばではないでしょうか。

さらに、岩田市長みずからが来期の態度を表明していない中で、教育長になろうであろう教育委員の今回の選任は、事によっては優秀な人材を同じように道半

ばで失うかもしれないというおせっかいもしてしまいます。

次に、これは二村氏にかかわることですが、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に伴う基本計画・実施設計業務における公募型プロポーザルの審査員メンバーであったことです。

この耐震整備計画においては、議会側からも、設計段階からの指摘が多く、設計数量調書のミスやはね上がった工事費、工期のおくれによる設計変更、懸念したおりの雨漏りなど、多くの不手際と不信感を残す結果となりました。議会からも多くの議員の反対を受ける結果となりました。

そのもととなったプロポーザルの審査委員であったことは、当時、尾鷲小学校長という立場も理解できるのですが、その後に複数名の関係者とともに委員会を傍聴に来られたときに、私個人がですが、感じたあのときの雰囲気からも、少々無責任だったのではと感じる部分を払拭できないのです。

さらに、細かいことですが、尾鷲小学校のシンボルであったまことの池は、設計者であるシーラカンス社と同様に何としても残すという説明を受けた記憶もあるのですが、ふたをあけてみれば、設計段階から計画すらなく、議会で工事の進捗を視察に出かけたとき、私が目の当たりにしたのは、まことの池の上は空き缶などのごみ置き場になっていたことにも衝撃を受けました。信用という点では大きく裏切られたと感じざるを得ないのです。

この尾鷲小学校の耐震整備計画の中心人物であったという事実がありながら、岩田市長がこのタイミングで選任してきたことに対しては、あのときの議会からの意見を全く無視する所業であり、議会を愚弄しているのではないかとさえ感じてしまいます。

一方、人事案件については、まさに顔の見える人物に可否を判断することからも、反対するのは非礼ではないかとの自問自答もあります。しかし、以上の2点を考えたとき、どうしてもこの選任には疑問と納得がいかない事実を見過ごすわけにもいきません。ほかの議員の皆様におかれましても、多くの子供に迷惑をかける結果となったこの一連のことは、将来に大きな不安を残すことになってしまった忘れがたい騒動であったと思います。

以上の理由から、二村氏の選任について同意できないことを申し述べさせていただきます。

続いて、これは反対討論がない中ですので、本来であれば必要のないことなどは認識しておりますが、議案第44号の「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算

(第3号)の議決について」、私は賛成する立場ですが、どうしてもこの場で言うておきたいことがありますので、その理由を述べ、討論いたします。

この補正予算の中には、早田地区に予定されているコミュニティーセンターの建設費用などが含まれております。この件については、南海トラフの大地震による津波想定区域に、安易な公共施設を約9,000万円も投じて建設することには甚だ疑問があります。

昨年末、三重県の想定値は、早田漁港近くで11.56メートルの最大津波を想定してきました。これに対し、海岸近くの建設予定地の標高は2.2メートルであり、ここにわずか2階建ての公共施設を建設する計画です。さらに、補助メニューの内容から木造建築を主体としなければならず、2階部分は木造が主となっています。全くをもって津波に対しての防御も想定も勘案せず、地元の総意を前面に押し進める執行部の態度には、あの東日本大震災で何を教訓にしてきたのかと言いつけてきました。

また、昨年国が施行した津波対策の推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律からも、公共施設のあり方を読み解いていくと、このままでいいのかと感じてしまいます。昨年の東日本大震災以降、公共施設を津波想定区域に建設するという施策は、私が調べた限りでは、尾鷲市しかないのではということも申し添えておきます。

さらに、そもそもコミュニティーセンターについては、隣町の九鬼や曾根地区からは、早田よりも先に建設の要望や陳情が出されている現実を無視していることもあります。

一方、今回の補正予算には、懸案となっていたごみ袋の有料化に向けて大きな前進となる予算も計上されています。この件については、少なからず反対する議員の意見もある中で、私にとっても、最後の最後まで考えるところはありません。

しかし、耐用年数を過ぎた清掃工場の修繕費の増加や、近隣市町との共同開発などの課題も見逃ごせないこともあるのですが、その第1歩となるであろうこの有料化については、時代の流れだけでなく、尾鷲市や市民が苦渋の決断をする時期に来ているのではと感じるほうがまさっています。何としてもこの段階で予算が成立しなければ、ごみ問題はますます尾鷲市を逼迫させ、市民により大きなツケが回るのではとの考えに達しました。

さらに、コミュニティーセンターの建設については、今回の委員会審査の中で、今後は津波に対しても十分な配慮をしていくと、市長以下執行部の反省とも受け

取れる意見をいただいたこともあり、ごみ袋の有料化を優先させるためにも、これ以上の抵抗を控えようと決しました。

以上の理由から、補正予算には賛成をいたしますが、苦渋の決断であったことを申し述べさせていただいて、以上、私の二つの討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（三鬼孝之議員） 他に討論はございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 私は、議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」と議案第44号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と議案第48号「平成23年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」と議案第55号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」の計4議案について反対の立場から討論に参加をいたしたいと思いますが、特に、今回は41号と議案42号の2議案に絞って討論を行いたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

この41号と議案44号の2議案は、いずれも来年4月1日から実施予定のごみ袋有料化に向けての条例制定と、ごみ袋製作にかかわる2,808万8,000円の歳出予算及び歳入として、来年2月、3月販売予定のごみ袋購入費用の904万5,000円が計上をされております。

私のごみ処理に関する基本的な考えはさきの一般質問の中でも明確に述べさせていただいたように、一般家庭から排出されるごみ処理については、市民税の中で市が責任を持ってしっかりと処理すべきであり、ごみ有料化、一方では市民税均等割の増額との考え方もでき、現時点での有料化は時期尚早であるものと判断をする1人であります。

確かにごみの有料化は、老朽化が著しい清掃工場の延命と処理費用の削減や、ごみ有料化による清掃工場の維持管理費の圧縮等に一番有効で、かつ一番簡単な減量の行政判断だと思います。

しかし、苦しい市民生活を余儀なくされている多くの市民の方々は、たび重なる水道料金や国保税の値上げ、そして、3年ごとに見直しをされている介護保険料のアップ、さらには、2年後の消費税8%、そして、3年後には10%のアップ、恐らく電気・ガス料金の値上げも予測され、市民の担税能力は既に限界を超えている状況であります。

地元新聞でごみ有料化実施決定の新聞記事を読んだ1人の老婆は、市役所の人

や市議会議員さんらは給料を多くもらっているので簡単に決めるんじゃないと静かに語ったそうでございます。

今から3カ月ほど前に、私の友人から電話がかかり、南君、助けてやってくれ。私が、一体どないしたんとなと聞くと、近所に住むひとり暮らしの老人が、くみ取りトイレがたまりにたまって、お尻につかえてきそうで早くくみ取ってほしいとのことでありました。私は、なぜそれまでくみ取らなかったのかと尋ねると、日常の生活に追われて、くみ取り料金が捻出できないと語っていました。非常に悲しいことであり、このような苦しい生活を送っている市民の方々は、決して少なくはないと考えております。

政治とは、市民の生命と財産を守ることが大きな責務であることは論をまたないところでありますが、一方では、光の届かないところに光を当てていくのも行政としての大きな責任で、今回のごみ有料化の議案提出は、住みよいまちづくりの一環とは決して言いがたいものであります。

環境課の職員の皆様が一丸となって、議案上程に向けて、市内15会場で616人の市民の方々に市民説明会を開催いたしました。どこの会場でも、ごみ袋有料化に積極的な賛成の意見が聞かれず、むしろ、有料化によるごみ不法投棄問題や分別収集の徹底を望む声が多く出されたと聞いております。

また、執行部は、議案上程の一つの理由として、市民1,037人を対象に8月8日から13日の6日間に行ったごみ有料化に対する街頭意見聴取、ごみ有料化は必要と答えた方は192人で全体の18.5%、必要でない方は147人で14.2%、そして、やむを得ない、698人で67.5%。どう考えても、やむを得ないを、ごみ有料化は市民的に理解が得たと判断して議案上程に踏み切った執行部に、市民不在の市政執行であると言わざるを得ないと思います。

第6次尾鷲市総合計画で標榜されている将来都市像「共に創り 未来につなぐ誇れるまち おわせ」を実現するために、市民納税者が納得して税を納められる市民目線の市政運営が、今、岩田市政に強く求められているものと私は思っております。

よって、将来にわたってのごみの減量化は理解するものの、ごみ有料化はいまだに多くの市民の理解を得たとは判断しがたく、一般家庭から排出されるごみ処理については、市民の皆様から納税される税金の中でしっかりと対応すべきだと私は考えているので、現時点でのごみ袋有料化は時期尚早であることを改めて申し添え、私の反対討論といたします。

議長（三鬼孝之議員） 他に討論はございませんか。

15番、中垣克朗議員。

15番（中垣克朗議員） 議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及びこれに連動する議案第44号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」に対して、賛成の立場から意見を申し述べます。

さて、水道料金や国保税の値上げがあり、年金から介護料金の引き下げもアップし、高齢者がとても住みづらくなりました。年金月3万円や無年金の方には生きていけません。そこへごみ袋の有料化実施で、生活困窮者には耐えられません。

でも、よく考えてみるとほぼ従来どおりで、新聞販売店から配布されるもの以外は、スーパーなどでごみ袋を調達していたわけであります。市民1人当たりのごみ排出量が三重県下で最も多く、人口が尾鷲より約1,300人多い鳥羽市より、年間2,000トンも多くのごみを排出しているマイナス要素のジレンマがあります。その処理費に1億円を費やしている現実を注視しなければなりません。

9月17日の議会、市長も指摘なさっていましたように、ごみの減量は施設の耐久性につながり、長期スパンで考えると、建設費用や維持管理費の節約になり、財政面に及ぼす影響がはかり知れない旨のお話がありました。

何も有料にしなくても、新聞社などでいただける無料のごみ袋をなぜ使用できないのかという不満が私にはありましたが、指定ごみ袋の有料化の目的や効果を考察、分析していくと、先進地の鳥羽のように、少なくとも尾鷲では年間目標7,000万円の節約になるというのなら、内外の時の流れでやむを得ないと判断するようになった次第であります。焼却場やごみ収集車両の負担軽減になり、ごみの減量や発生抑制と再資源化の促進と言われても、適正な分別などの市民の意識改革が要求され、軌道に乗るまでには、なお幾つかの試行錯誤が繰り返されるのが余儀なくされています。

しかし、日常生活に伴って生じる尾鷲市民一人一人のごみ排出量は、この数年、県下でワースト1位や2位になっており、何としても脱却しなければなりません。含水量の多い生ごみや混入ごみの扱い方など、もう少し徹底した指導も望まれます。私たち市民といたしましても、私たち一人一人の課題として受けとめ、ごみ減量化に真剣に取り組まなければなりません。

この有料化を機に、ごみに対する私たちの意識や関心のアップや、再資源となるごみの分別や利用といった努力を市全体で取り組み、環境浄化、経費削減を实

現しなければなりません。不法投棄には厳しく対応するとともに、こうした一連の目的を含む条例改正及び補正予算ですので、あえて賛成の意を表明し、今後の尾鷲市のごみ減量化の有意義な推進を期待するものであります。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 他に討論はございませんか。

4番、田中勲議員。

4番（田中勲議員） さて、今回の議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、いわゆるごみ袋の有料化について、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、尾鷲市における市民の皆様のご日常生活に伴って生じる、いわゆる家庭ごみの排出量は、1日1人当たり944グラムで、三重県下全市町の平均の726グラムを大きく上回っております。

次に、去る7月23日から市内15会場で実施されました説明会において、約86%の方々が、市民の方が、ごみ有料化にはほぼ賛成と答えておられます。このことはとりもなおさず、市民の皆様の意思の表明であり、これを否定する理由は見当たらないのであります。

次に、尾鷲市のごみ焼却場の現況は、皆様もよく御存じのように、建設から既に20年を過ぎ、老朽化が著しく、かといって40億円かかると言われる焼却場の建設は、尾鷲市単独では到底できない相談であります。22年度で見ると、ごみ焼却場にかかった諸経費は約4億円を超え、修繕工事費は毎年1億円使っております。

8年後、RDFの廃止を念頭に、広域での協議を今から進めていかなければならないと考えます。そのために、この有料化によって年間2,000トンのごみの削減、それに伴う1億円の経費削減は必要不可欠ではないでしょうか。

ごみ有料化によって将来生じるかもしれない不法投棄等については、市は、その対策として持ち込み料金の改定など、あらゆる方策を考えたいと明言しております。また、有料化に伴い、年間3,000円から4,000円と言われる家庭負担については、寝たきりのお年寄りの家庭、低所得者、障害児の家庭など、費用の半額を免除しております。

その点を考慮して、私は、この41号について賛成を表明いたします。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第40号「尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼孝之議員) 挙手多数。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第42号「尾鷲市防災会議条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第43号「尾鷲市災害対策本部条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第44号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算(第3

号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼孝之議員) 起立多数。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第45号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第46号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第47号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第48号「平成23年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長（三鬼孝之議員） 挙手多数。よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第49号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第50号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第51号「平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第15、議案第52号「平成23年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第16、議案第53号「平成23年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第17、議案第54号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第18、議案第55号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は同意すべきであるとするものであります。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第19、議案第56号「工事請負契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 起立全員。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、陳情第3号「尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場（体育館）の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、内山鉄芳委員長。

2番（内山鉄芳議員） それでは御報告させていただきます。

私たち生活文教常任委員会に付託されました陳情第3号「尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場（体育館）の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情」の1件につきましては、去る9月13日、委員会において、慎重に審査いたしました結果、継続審査とすべきものとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で採決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第20、陳情第3号「尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場（体育館）の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（三鬼孝之議員） 挙手多数。よって、本件は、原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第21、発議第7号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） ただいま議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

9番、與谷公孝議員。

9番（與谷公孝議員） それでは、提案理由を申し述べさせていただきます。

発議第7号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」、提案理由の説明を行います。

近年の地方分権という大きな流れの中で、住民自治の根幹をなす地方議会においては、より一層の責任と役割が求められております。当市議会におきましても、そうした流れの中でさまざまな観点から議会改革を行ってきており、その一つとして、議員定数問題につきましても、過去より数回にわたって改正を行ってきた経緯があります。

今回の定数改正につきましては、当初、議会運営委員会の中で議会基本条例の制定とともに提案され、これら二つの問題を集中的に審議していくために、平成23年9月に議会改革特別委員会を設置し、議員定数については、改選1年前を目途に結論を出そうと議論を進めてきたところでございます。

議会改革特別委員会におきましては、さらに作業部会を設置し、これまで13回にわたり集中的な議論を行うとともに、特別委員会においても、12回にわたって議論、検討を重ねてまいりました。

この中で、今回の改正に当たっては初めての試みとして、議員個々に自分の考える議員定数と、その考え方を示し、それをもって本年4月10日の須賀利地区を皮切りに、同年5月29日の天満地区まで、市内15会場において市民説明会を開催し、市民の皆様への御意見を賜り、また、各会場に意見箱を設置して、多数の御意見をいただいたところでございます。

議員個々の意見としては、定数10人から現状維持の16人まで、議員それぞれの信念のもとに考え方を示していただいたところでございますが、市民説明会での意見及びアンケート結果も念頭に置き、熟慮した結果、現状の16人から3人減の13人という結論に至ったのであります。よって、次回市議会議員改選に当たり、現行16人を3人減の13人に改めるよう提案をいたすところでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。よって、ただちに採決を行います。

日程第21、発議第7号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼孝之議員) 起立全員。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第8号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいただきます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(三鬼孝之議員) ただいま議題となりました発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。16番、真井紀夫議員。

16番、真井紀夫議員。

16番(真井紀夫議員) それでは、意見書案の朗読をもちまして、発議第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において第一約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢があり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保、充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。よって、ただちに採決を行います。

日程第22、発議第8号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、来る10月10日をもちまして御退任されます教育長、畑中伸稔氏より御挨拶があります。

畑中教育長。

教育長（畑中伸稔君） このたび教育長の退任に当たりまして、挨拶の機会を与えていただきありがとうございます。謹んで御挨拶申し上げます。

10月10日をもって任期満了により、教育長を退任いたします。

平成21年10月、議員の皆様のお承知をいただき、この職務を拝命いたしました。3年の短い期間でありましたが、さまざまな事業、事案にかかわりました。その都度、市長、副市長、議員の皆様には、御指導、御示唆をいただきました。誠心誠意尽くしてきたつもりではありますが、行政が初めてのため戸惑うことが多く、皆様に御迷惑をおかけしてしまいました。皆様の叱咤激励、お礼申し上げます。

す。皆様の御期待に添えぬことがあったことと思いますが、私は、仰いで天に恥じずを自分自身の姿勢としてきました。

尾鷲教育ビジョンが今年度中に策定され、25年度より具体的に動き出します。尾鷲に住む児童・生徒一人一人の個性が認められ、学校生活が楽しくなるようお願いしています。

3年間、校長先生を初め教職員の皆様には、日々多くの課題に一生懸命取り組んでいただきました。お礼申し上げます。これからも先生方が教育の仕事に誇りを持ち、教育魂を発揮し、笑顔で豊かな心を育む尾鷲の教育に携わってほしいと思っています。

また、さまざまな形で、ボランティアの皆様が子供たちの学習支援に御協力してくださっています。お礼申し上げます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

社会教育の面においても、多くの市民の皆様の御協力、お力添えをいただきました。感謝申し上げます。

教育委員の方々には、お忙しい中委員会に出席いただき、御意見や考えを伺いました。教育委員会のあり方が問題になる昨今ですが、どうぞ尾鷲に住む子供たちのため、これからも御尽力ください。

最後になりましたが、浅学非才、まことに力不足の私を、教育委員会事務局の各課長を初め、事務局職員の方々が支えてくださいました。筆舌に尽くせない感謝を心より深く申し上げます。ありがとうございました。

市長、副市長を初め、議員、職員皆様方の御健康と御活躍を祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（三鬼孝之議員） 教育長におかれましてはまことに御苦労さまでございました。

次に、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

さて、9月4日の開会以来、御提案いたしました「尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきまして、慎重審議の上、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

今回の議案におきまして、特に、議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び関連予算、また、コミュニティセンター

等建設事業につきまして、さまざまな御指摘、御意見をいただきました。

今後のごみ減量対策及び清掃工場維持管理対策、地域コミュニティー事業に十分心してまいりたいと思っております。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、かねてより市民の皆様に御心配をおかけしております尾鷲総合病院の小児科についてであります。10月1日から滋賀県の病院に勤務されておられる沢路陽一先生を常勤医師としてお迎えすることになりました。

先生には、専門分野である小児循環器を初め、一般小児科、乳児健診などを担っていただきます。これにより、10月から小児入院も再開することになりましたので御報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 去る9月4日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成24年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時50分〕